

第2次米沢市農業振興計画
第1期アクションプラン

【令和7年度～令和11年度】

令和8年1月

米沢市産業部農業振興課

目 次

第1章 アクションプランの策定について	1
1. アクションプラン策定の目的	2
2. アクションプランの位置づけ	2
3. アクションプランの計画期間	2
第2章 重点取組事項及び具体的な取組事項	3
1. 意欲ある担い手の育成と確保、多様な人材の活躍促進	5
2. 地域の特性を活かした農業経営基盤の強化	6
3. 農産物の消費拡大と農山村地域の活性化	8
4. 優良農地の保全と中山間地域の農業振興	9
5. 環境保全型農業の推進と農業分野における脱炭素化の推進	10

第 1 章

アクションプランの策定について

1. アクションプラン策定の目的

本市では平成27年10月に米沢市農業振興計画を策定し、令和7年3月に第2次米沢市農業振興計画を策定しました。第2次米沢市農業振興計画では、これまでの「育てよう！活かそう！つながろう！そこから拓く米沢の農業」という基本理念を継承しつつ、目指す本市農業の将来像として「もうかる農業」の実現を掲げています。

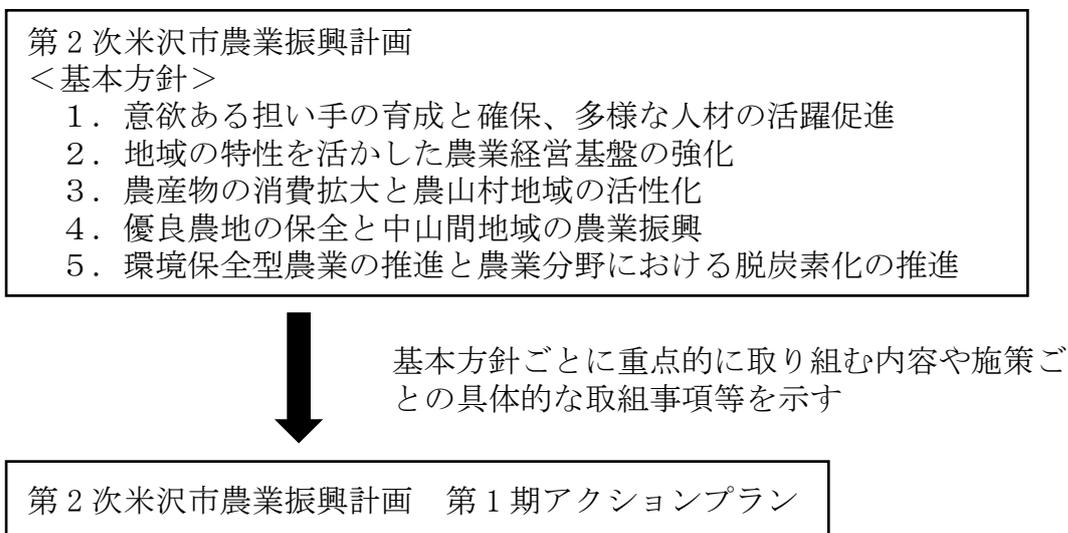
本アクションプランは、第2次米沢市農業振興計画で掲げた「もうかる農業」の実現のため、前期5年間で本市が重点的に取り組む内容を示すことを目的に策定するものです。

2. アクションプランの位置づけ

第2次米沢市農業振興計画では、本市農業の現状と課題を踏まえ、5つの基本方針を掲げています。この基本方針をもとに、それぞれに対応した施策を実施していくこととしています。

本アクションプランは、基本方針ごとに前期5年間で本市が重点的に取り組む内容を示すとともに、関連する施策について、より具体的な取組事項や実施時期を示すものです。

なお、本アクションプランにおいて記載のない施策についても、今後の農業情勢等を見極めながら適切に取組を進めていきます。



3. アクションプランの計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、アクションプランの実行性を高めるため、毎年度、各取組の進捗状況を振り返り、その成果や課題を次年度の取組に活かしていきます。

また、本アクションプランの計画期間が終了した段階で、それまでの成果や課題を振り返り、後期5年間で取り組むべき内容を新たに示すこととします。

第 2 章

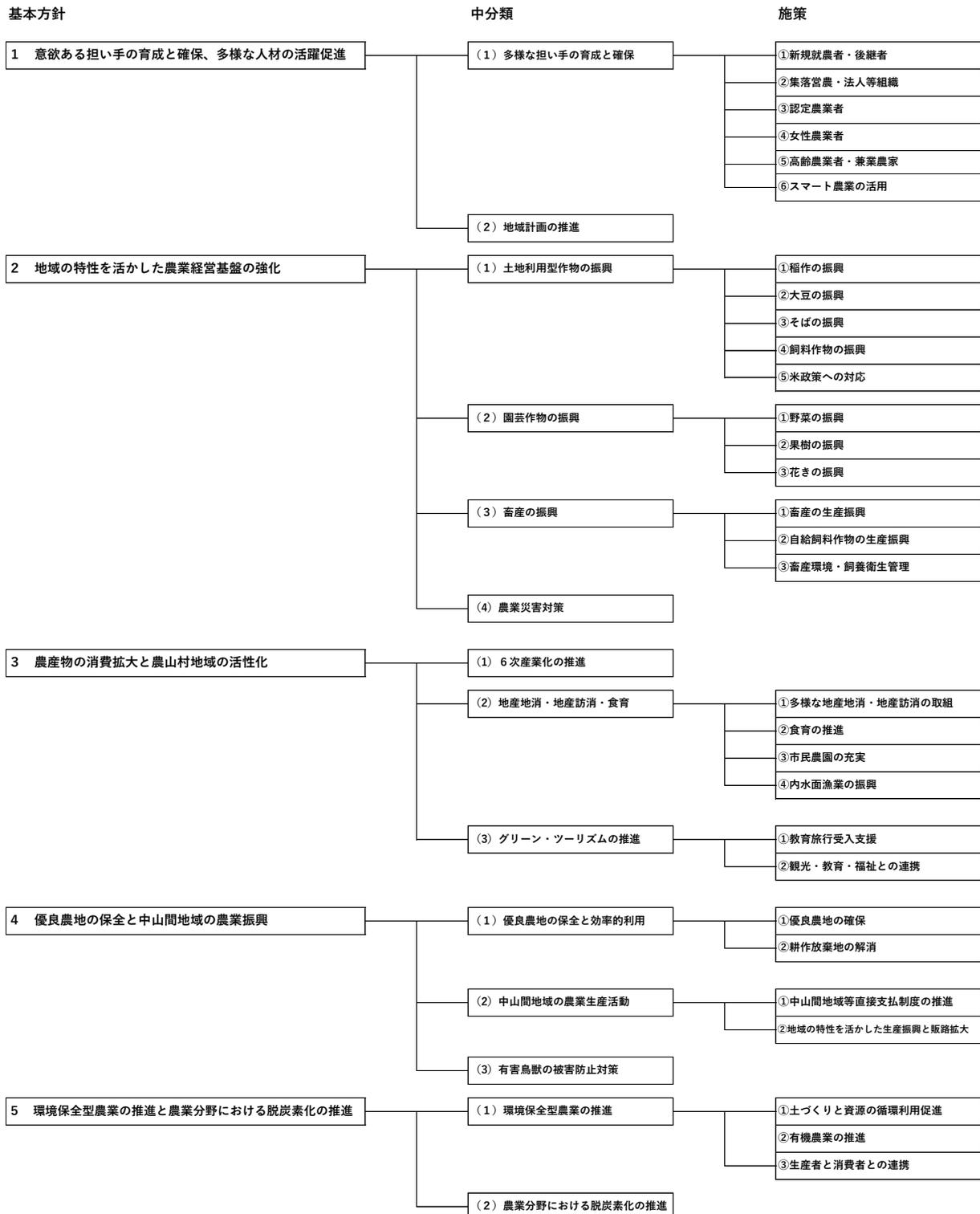
重点取組事項及び具体的な取組事項

施策の体系

【目指す本市農業の将来像】

「もうかる農業」の実現

安全で付加価値の高い農産物の生産・販売によって所得向上が図られる営農を推進し、農業者が誇りとやりがいを持つ持続可能な農業経営により、「もうかる農業」の実現に向けて取組を進めていきます。



第2章 重点取組事項及び具体的な取組事項

1. 意欲ある担い手の育成と確保、多様な人材の活躍促進

【重点取組事項】

- ・新規就農者を対象とした交流会の開催
- ・国・県・市をはじめとする補助事業の普及啓発
- ・スマート農業の普及促進

今後の担い手となり得る新規就農者を対象に先輩就農者との交流を通じて、地域内での人的ネットワークを強化し、仲間づくりを促進します。また、国・県・市における補助事業等を最大限に活用していただくため、補助制度の要件や活用事例をわかりやすくまとめ、周知します。特に新規就農者や後継者は、経営の不安定な初期段階における支援を必要とするため、制度の普及に努めます。農業用ドローンや自動操舵システムなどによるスマート農業の普及促進を進めることにより、農作業の省力化・省人化・収量安定化を図ります。今後さらに農業者の減少が見込まれる中で、若い世代だけでなく、女性新規就農者や高齢新規就農者にも農業が魅力的な職業となることを念頭に掲げ、育成・支援に力を入れていきます。

●:実施(継続) △:実施に向けた準備・情報収集 -:未実施

第2次米沢市農業振興計画における位置づけ			施策の内容	【具体的な取組事項】	年度別計画					施策に関する指標及び目標値(R11)
基本方針	中分類	施策			R7	R8	R9	R10	R11	
1 意欲ある担い手の育成と確保、多様な人材の活躍促進	(1)多様な担い手の育成と確保	①新規就農者・後継者	新規就農者の仲間づくり及び交流の促進	米沢市の農業を支える新たな担い手を確保し、持続可能な地域経済と農業の発展を目指します。人材育成と継続的な交流・ネットワークづくりを通じて、就農の門戸を広げ、若い世代の定着を促進します。	-	△	●	●	●	新規就農者(親元就農者、雇用就農者を含む)の増加数【15人】
			新規就農者制度(補助事業等)の普及啓発	新規就農者の農業経営の安定化を図るため、国・県・市における新規就農者向け補助事業等を定期的に周知することで、各種補助事業等の申請・採択件数の増加を目指します。	△	●	●	●	●	
			UIJターンの新規就農者に対する支援	県の関係機関と情報共有・連携してUIJターンの新規就農者支援に取り組むことで、若年層の定着と生産力の向上を同時に目指します。	△	△	△	●	●	
		③認定農業者	認定農業者会議の運営	認定農業者制度の周知を行うとともに、勉強会や研修会を実施しながら、地域農業を牽引する担い手として認定農業者の育成を一体的に推進し、安定的な農業経営と地域農業の持続的発展を図ります。	●	●	●	●	●	-
		④女性農業者	家族経営協定の締結の推進	家族経営協定の協定締結の意義を伝えることを念頭に置き、認定農業者改善計画の再認定申請依頼へ制度PR文書を同封することで、制度の周知を図ります。また、相談窓口に女性職員を配置することで、女性が積極的に参画できるよう取り組みます。	●	●	●	●	●	-
	⑥スマート農業の活用	支援事業等の活用	国や県の支援事業や市単独補助事業を活用してドローン・自動操舵システム等の導入により、作業の省力化・効率化を図るとともに初期投資の負担や作業負担の軽減と生産性向上を図ります。	●	●	●	●	●	-	
	(2)地域計画の推進		地域計画の定期的な見直し	計画の実効性を担保するために、関係機関との連携して各地域における話し合いの場を毎年設置し、農地の集積・集約化を推進します。	●	●	●	●	●	-

第2章 重点取組事項及び具体的な取組事項

2. 地域の特性を活かした農業経営基盤の強化

【重点取組事項】

- ・新たな需要に対応した米生産体制の整備
- ・果樹生産現場における担い手確保に向けた取組の検討
- ・物価高騰に対応した持続可能な畜産経営の支援

本市は水稲が基幹作物であることから、非主食用米や輸出用米などの新規需要米の生産による新たな需要に対応できる生産販売体制を整備し、農業経営の安定化に資する取組を推進していきます。また、令和9年度から国において米政策が見直されることから、その動きに注視しながら情報収集や関係団体・農業者への周知に努め、新たな政策に対応した体制づくりを進めていきます。

本市の園芸農業は、高齢化の進行による後継者不足、資材や農機具等の価格が年々上昇しており、新たな設備投資が難しいなどの課題があります。特に、果樹については、永年性作物である特性から改植による未収益期間、さらには気候変動による高温の長期影響などから担い手不足の深刻化が懸念されます。このため、果樹生産現場における現状や課題の整理、実態の把握を行い、課題の解決策を検討します。また、繁忙期における短期働き手を雇用できるサービスやその他労働力を確保できる制度活用を推進し、果樹生産の担い手確保の取組を進めます。

本市の畜産業は、生産者の減少が課題であり、また、飼料代や燃料費といった生産コストの高止まりによる経営悪化が懸念されています。安定経営のためには、「人、場所、ほ場」の確保による生産基盤強化が不可欠です。また、地域の食肉流通の拠点である米沢市食肉センターは整備されてから24年が経過し、設備の更新や維持修繕費の増加が課題です。これらの課題解決に取り組むことで畜産業の持続可能性を高めていきます。

●:実施(継続) △:実施に向けた準備・情報収集 -:未実施

第2次米沢市農業振興計画における位置づけ			施策の内容	【具体的な取組事項】	年度別計画					施策に関する指標及び目標値(R11)
基本方針	中分類	施策			R7	R8	R9	R10	R11	
2 地域の特性を活かした農業経営基盤の強化	(1)土地利用型作物の振興	①稲作の振興	水田の有効活用啓発	加工用米、飼料用米などの非主食用米や輸出用米などの新規需要米の取組をPRしながら、栽培の誘導を図り、農業者の経営の安定を目指します。	●	●	●	●	●	新規需要米作付面積【 275ha 】
			作業受託組織の支援	主要な農作業の請負等を行う組織の現状把握や他地域の情報を収集し、本市に適した組織体制づくりを目指します。	-	△	△	△	●	
		②大豆の振興	研修会、勉強会の実施	関係機関と連携し、研修会の開催等を通じ、課題となっている難防除雑草や近年の気候変動の中でも、安定した品質や収量が確保できる栽培体制づくりを支援していきます。	●	●	●	●	●	大豆の作付面積【 246ha 】 単収(10a当たり数量)【 130kg 】
		⑤米政策への対応	交付金、補助事業などの周知・啓発	需要に応じた米生産を推進し、交付金や補助事業の活用により転作作物の本作化を支援します。また、令和9年度からの米政策の見直しに対応した体制づくりを進め、その取組の周知を図ります。	●	●	●	●	●	-
		(2)園芸作物の振興	①野菜の振興	需要期に合わせた生産・販売体制づくり	補助事業等を活用し、気候変動の状況下でも需要期に出荷できる体制づくりを推進します。	△	●	●	●	●
	②果樹の振興		果樹園の維持・発展	担い手不足の影響が大きい果樹生産現場における現状把握や課題整理を行い、生産団体や関係機関などと連携を図りながら、これらに対応した対策や取組を検討・支援していきます。	-	△	△	●	●	果樹販売額(市場出荷)【 98,000千円 】
			多様な担い手の確保	生産者へ1日バイトアプリ「daywork」(農家と働き手を1日単位でマッチングさせるアプリサービス)の活用や農福連携などの取組を推進し、農繁期における労働力の確保を支援していきます。	-	●	●	●	●	

●:実施(継続) △:実施に向けた準備・情報収集 ー:未実施

第2次米沢市農業振興計画における位置づけ			施策の内容	【具体的な取組事項】	年度別計画					施策に関する指標及び目標値(R11)
基本方針	中分類	施策			R7	R8	R9	R10	R11	
2 地域の特性を活かした農業経営基盤の強化	(2)園芸作物の振興	③花きの振興	産地の維持・拡大	冷涼な気候である中山間地域を中心に露地栽培に取り組む生産者や栽培面積の拡大を図るとともに、高温対策栽培技術の導入を推進し、安定生産ができる体制づくりを支援していきます。	●	●	●	●	●	花き販売額 【 98,000千円 】
	(3)畜産の振興	①畜産の生産振興	新規就農者の育成と確保	市民やターン移住希望者に対する視察受入を積極的に行うとともに、研修者を受け入れる畜産農家への支援を行います。	●	●	●	●	●	飼養頭数(和牛繁殖) 【 500頭 】 飼養頭数(和牛肥育) 【 2,400頭 】 飼養頭数(乳用牛) 【 1,800頭 】 飼養頭数(豚) 【 8,800頭 】
			米沢市食肉センターの管理・運営	令和6年3月に策定した米沢市と畜場事業経営戦略に基づき計画的な施設の修繕・更新を行います。	●	●	●	●	●	
		②自給飼料作物の生産振興	吾妻山ろく放牧場の草地改良、施設・設備の整備実施	入下牧作業の効率化を図るため、作業道路を整備(R8~9)するとともに、放牧場の牧草収量回復を図るため、草地更新を実施(R10~11)します。	△	●	●	●	●	-
		③畜産環境・飼養衛生管理	畜産分野における脱炭素化の取組強化	持続的な畜産物生産確立のため、畜産農家とバイオマス発電業者との共同事業について推進し、搬入(オフサイト)型のバイオガス発電設備の導入に向けた取組を推進します。	△	△	△	●	●	家畜排せつ物を活用したバイオマス発電を利用する畜産農家数 【 2件 】

第2章 重点取組事項及び具体的な取組事項

3. 農産物の消費拡大と農山村地域の活性化

【重点取組事項】

- ・国・県をはじめとする補助事業の普及啓発
- ・市単独補助事業を活用した6次産業化への支援
- ・食育及び地元農産物の販売促進による地産地消の取組

農産物の消費拡大や農山村地域の活性化を図るためには、農産物のブランド化や6次産業化を推進していくことが重要でありますが、6次産業化については、生産から加工・販売といった全てのプロセスを農業者だけで担うことは、施設整備の初期投資や加工技術の知識が必要なため、難しい課題となっております。そのため、他産業との連携により、地場産農産物と加工事業所のマッチングによる販路開拓や売上拡大に向けた国や県の支援及び補助制度を有効に活用していくことができるよう情報発信に努めます。また、市単独補助事業「米沢市未来を拓く農業支援事業」の幅広い活用方法を認定農業者等へ周知することで、6次産業化を通じた農産物の加工・販売の取組を支援し、農産物の付加価値の創出を図ります。

地産地消については、小中学生に「食」の大切さを伝えることで、子どもから大人まで全ての世代の地産地消に対する意識を高めていくことが重要です。学校給食や秋の収穫市を通して地元農産物の販売を促進することで、地産地消に取り組んでいきます。

●:実施(継続) △:実施に向けた準備・情報収集 —:未実施

第2次米沢市農業振興計画における位置づけ			施策の内容	【具体的な取組事項】	年度別計画					施策に関する指標及び目標値(R11)
基本方針	中分類	施策			R7	R8	R9	R10	R11	
3 農産物の消費拡大と農山村地域の活性化	(1)6次産業化の推進		市単独補助事業の取組の推進	市単独補助事業「米沢市未来を拓く農業支援事業」の幅広い活用方法について、認定農業者等へ周知することで、6次産業化を通じた製品の加工・販売に取り組む農業者の付加価値の創出を図ります。	●	●	●	●	●	道の駅米沢かあちゃんの台所販売額【延べ4億円】
	(2)地産地消・地産訪消・食育	①多様な地産地消・地産訪消の取組	学校給食を利用した地域の農産物の利用の促進	生産者の講話を学校と連携して取り組むことで、児童・生徒の食育意識を高めるとともに、学校教育課と連携を図りながら学校給食における地産地消の取組を推進します。	●	●	●	●	●	学校給食置賜産野菜使用率【24%】 学校給食置賜産果物使用率【23%】
	(3)グリーン・ツーリズムの推進	②観光・教育・福祉との連携	農福連携の推進	福祉担当部局と連携し、福祉事業所の就労体験に取り組めます。また、農業法人等へ農福連携による取組事例や国の支援事業を周知することで、雇用創出と就労機会の拡大を図ります。	△	△	△	●	●	—

第2章 重点取組事項及び具体的な取組事項

4. 優良農地の保全と中山間地域の農業振興

【重点取組事項】

- ・国・県の支援事業を活用した耕作放棄地の解消
- ・基本対策(環境整備・被害防除・個体数管理)の適切な実施
- ・地域ぐるみの対策の推進、新規狩猟者の免許取得等に係る費用の支援

今後も本市農業の振興を図るためには、生産基盤である優良農地の確保が重要になります。一方で、農業従事者の減少・高齢化が進行しているほか、有害鳥獣による被害が顕著である中山間地域では特に耕作放棄地が発生していることから、関係機関と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取組を進めます。

また、有害鳥獣による農林水産業への被害は全国的に深刻化しており、本市においてもニホンザルやイノシシによる農作物被害が日常的に発生しています。これらの被害は数字として報告されるものだけではなく、鳥獣被害の懸念による耕作放棄地の発生など、統計に表れない影響もあります。そのため、基本対策である環境整備・被害防除・個体数管理の3本柱を地域の実情に合わせて適切に組み合わせて実施します。また、鳥獣被害対策においては地域ぐるみの対策が重要であるため、被害対策の普及と体制づくりを目的に研修会を実施します。加えて、捕獲や被害対策の担い手減少と高齢化が進んでいるため、新規狩猟者の免許取得等に係る費用を補助し、若い世代の確保に務めます。

●:実施(継続) △:実施に向けた準備・情報収集 -:未実施

第2次米沢市農業振興計画における位置づけ			施策の内容	【具体的な取組事項】	年度別計画					施策に関する指標及び目標値(R11)
基本方針	中分類	施策			R7	R8	R9	R10	R11	
4 優良農地の保全と中山間地域の農業振興	(1)優良農地保全と効率的利用	②耕作放棄地の解消	解消事業	農業委員会と情報共有し、耕作放棄地の実態を把握するとともに、国や県の支援事業を農業者へ周知するなど、耕作放棄地の解消に取り組めます。	△	●	●	●	●	-
			環境整備の推進	広報誌による年3回の周知を進めるとともに、実施隊員が現地で指導を行い、地域における環境整備の取組を着実に推進します。	●	●	●	●	●	農作物被害額【7,500千円】
	被害防除の推進	8地区において電気柵の再編整備計画を策定し、また年1回の追払い研修会を開催することで、地域全体で被害防除体制の強化を図ります。	●	●	●	●	●			
	個体数管理(捕獲)の推進	報奨金制度により捕獲従事者を支援するとともに、年間2～6群を対象としたGPSによる生息状況調査を実施し、さらに1～4群を対象に大型檻を用いた一斉捕獲を行うことで、計画的な個体数管理を推進します。	-	●	●	●	●			
	地域ぐるみの対策の推進	地域ぐるみの取組として、年1～3地区で研修会の開催と集落環境点検を実施し、住民主体の防除活動の定着を図ります。	●	●	●	●	●			
	人材の育成の推進	新規狩猟免許取得者に対して年間8名を目安に補助金を交付するとともに、県が実施する指導者養成研修への参加を促し、将来の担い手育成と地域の対応力向上につなげます。	●	●	●	●	●			
	(3)有害鳥獣の被害防止対策									

第2章 重点取組事項及び具体的な取組事項

5. 環境保全型農業の推進と農業分野における脱炭素化の推進

【重点取組事項】

- ・有機農業の人材確保、販路開拓における支援
- ・再生可能エネルギーの地産地消による地域循環型モデルの構築

環境保全型農業について、令和4～6年度において国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、本市有機農業の拡大に資する取組を進めてきました。今後も有機農業を拡大していくためには生産者の確保とその生産物の販路確保が重要です。そのため、有機農業に関心がある農業者の研修受入を積極的に進め、本市有機農業の人材育成や生産者が安心して有機農業に取り組めるよう、学校給食をはじめとした販路開拓支援に取り組んでいきます。

本市では2020年10月に「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明しています。農業分野における脱炭素化についても、地域内の再生可能エネルギー資源の活用を推進することで、再生可能エネルギーの地産地消による地域循環型モデルの構築を目指します。

●:実施(継続) △:実施に向けた準備・情報収集 —:未実施

第2次米沢市農業振興計画における位置づけ			施策の内容	【具体的な取組事項】	年度別計画					施策に関する指標及び目標値(R11)
基本方針	中分類	施策			R7	R8	R9	R10	R11	
5 環境保全型農業の推進と農業分野における脱炭素化の推進	(1) 環境保全型農業の推進	② 有機農業の推進	有機農業者の人材育成	新規就農者を対象とした栽培研修受入などの生産支援やその収穫物の学校給食への活用などの販路支援を行い、有機農業者の確保を図っていきます。	●	●	●	●	●	認証取得面積 有機栽培 【 11ha 】 特別栽培 【 540ha 】 GAP 【 5ha 】
			学校給食への有機農産物の活用	給食関係者や有機農業者等との意見交換を重ね、有機農産物の生産・利用拡大が期待できる品目の検討を行い、その生産体制を支援します。	●	●	●	●	●	
		③ 生産者と消費者との連携	消費者等と有機農業者の相互理解の促進	消費者が本市の有機農産物への理解を深めてもらう仕組みづくりを調査研究し、その可能性について検討していきます。	△	△	●	●	●	—
	(2) 農業分野における脱炭素化の推進		再生可能エネルギーの活用	食肉センターへ木質バイオマス発電で生産された電気と熱を供給します。畜産農家から排出される家畜排せつ物を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図ります。	△	△	●	●	●	再生可能エネルギー発電施設数 【 6件(営農型太陽光発電3件、バイオマス発電3件) 】

第2次米沢市農業振興計画
第1期アクションプラン

令和8年1月 策定

発行：米沢市産業部農業振興課

所在地：〒992-8501

米沢市金池五丁目2番25号

TEL：0238-22-5111